

第3章 一般廃棄物処理基本計画

1 基本理念

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会経済活動は、健全な物質循環を阻害するほか、気候変動、天然資源の枯渇、生物多様性の損失など、様々な環境問題にも密接に関係しています。

プラスチックごみは、焼却により温室効果ガスが排出され地球温暖化につながるほか、海に流出し、海洋プラスチック問題を引き起こしています。また、多くの食料を海外から輸入している日本における食品ロス量は、飢餓に苦しむ人々に向けた食糧支援量とほぼ同じ量となっています。

ごみ減量と資源の循環利用は、日々の生活や事業活動と密接に結び付いた身近な取組の一つであり、市民・事業者・地域コミュニティの皆さんが、持続可能な社会の実現に向けた方向性を共有したうえで、相互に連携しながら、ごみのリデュース（廃棄物等の発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）（3R）を徹底するとともに、再生可能資源の活用（Renewable⁹）に取り組むことが、地球規模の環境問題の解決につながります。

また、昼夜間人口比率の高さなど大阪市の特性を踏まえて、市外から通勤・通学されている方や、インバウンドを含む観光客などの来阪者への啓発と連携を進めることも必要です。

一方、3Rの取組を進めたうえで、最終的に排出されるごみについては、生活環境の保全及び公衆衛生の向上の観点から、適正な処理を行うことが重要です。

将来にわたり、安定的なごみの適正処理を実施していくためには、家庭系ごみ収集輸送事業においては、環境事業センターの集約化（ハード面）や業務の委託化・効率化（ソフト面）などを行うことで財政負担を軽減し、持続可能な運営体制の構築をめざすとともに、ごみの焼却処理事業を行う環境施設組合とも緊密に連携し、ごみ減量の進捗状況を見極めつつ、将来のごみ量を見据えて焼却能力を確保していかなければなりません。

大阪市は、あらゆる主体とのパートナーシップのもと、プラスチックの資源循環や食品ロス削減に重点を置いて、SDGsの達成、循環経済への移行、脱炭素社会の実現に向けて取り組み、持続可能な循環型社会の形成をめざします。

また、将来にわたって適正なごみ処理を安定的に継続し、市民生活と事業活動を支えるとともに、次世代に良好な環境を引き継いでいきます。

⁹ Renewable（リニューアブル）：令和元（2019）年5月に国が策定した「プラスチック資源循環戦略」の基本原則が「3R+Renewable」で、プラスチック製容器包装・製品などの原料を、再生材や紙、バイオマスプラスチックといった再生可能資源に適切に切り替えていくなどの方針を重点戦略とした。

2 基本方針

本計画は、パートナーシップを重視するSDGsの考え方を踏まえ、市民、事業者、地域コミュニティをはじめ、通勤・通学者やインバウンドを含む観光客などの来阪者その他あらゆる主体と連携しながら、次の3つの基本方針に基づいて施策を推進します。

基本方針1 消費生活と経済活動における2Rの推進

「持続可能な循環型社会」を形成するためには、3Rの取組の中でも、より優先度の高い2R（リデュース、リユース）の取組を推進することが必要です。

使い捨てプラスチックや食品ロスの削減などをはじめ、2Rを優先した行動を実践する未来志向のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換、各主体の行動変容（アクション）をめざします。

また、これまでの3Rの取組にRenewable（リニューアブル）という考え方を加え、再生可能資源の活用を推進し、資源の枯渇や温室効果ガスの発生抑制につなげます。

基本方針2 質の高い資源循環に向けた分別・リサイクルの推進

焼却するごみの中には、依然として古紙・衣類や容器包装プラスチックなどの資源化可能物や、産業廃棄物等の搬入不適物が混入している状況にあることから、家庭系ごみの分別排出や事業系ごみの適正区分・適正処理のさらなる徹底を図ります。

また、地域コミュニティや事業者の皆さんとの連携による分別・リサイクルの取組を進めることで、質の高い資源循環を推進します。

基本方針3 将来にわたって安心・安全で適正なごみ処理体制の確保

3Rの取組を進めたうえで、なお排出されるごみについては適正な処理処分を行うことが重要です。

大阪市は、ごみ収集事業の一層の効率化を進めるとともに、社会経済情勢の変化に対応した適正処理を推進しつつ、より安全かつ安定したごみ処理体制の確保のため、焼却処理事業を行う環境施設組合とも緊密に連携し、施策を推進します。

また、3Rやごみの適正処理の推進に係る各種の調査・検討を進めます。

さらに、国内外からの来阪客への啓発を強化し、清潔で美しいまちの実現に取り組むとともに、地球規模の環境課題を解決するための国際協力を推進します。

3 計画期間

本計画の期間は、令和8（2026）年度から令和20（2038）年度の13年間とします。

計画の中間時点でのごみ減量の進捗状況を点検・評価し、令和14（2032）年度を目途に、計画の見直しを行います。

4 計画目標

本計画の目標は、次のとおりとします。

令和20（2038）年度の年間ごみ処理量：84万トン

また、SDGs実現の視点から内訳として分野別目標も設定します。

○プラスチックごみ削減目標

令和20（2038）年度までに

- 1 ワンウェイのプラスチック（容器包装等）を25%排出抑制（リデュース）する。
（平成17（2005）年度比）
- 2 プラスチック資源の60%を資源化（リサイクル）する。
- 3 また、ペットボトルを100%資源化（リサイクル）する。
- 4 なお、残りのプラスチックごみについては引き続き削減・資源化を進めるが、熱回収を含め100%プラスチックごみの有効利用を図る。

※削減対象＝大阪市が収集するプラスチックごみ

○食品ロス削減目標

令和20（2038）年度までに平成12（2000）年度比で

- 1 家庭系食品ロス量については、50%を上回る削減を行う。
- 2 事業系食品ロス量については、64%削減する。

5 計画量

本計画では、令和6（2024）年度のごみ排出量（大阪市収集量・許可業者等搬入量及び資源集団回収量）を基準とします。そのうえで、今後実施及び計画しているごみのリデュース、リユースを推進する減量施策の効果を加味し、令和20（2038）年度のごみ排出量を予測しています。

次に、そこから実施及び計画している分別・リサイクル施策の効果（資源化量）を差し引いて、大阪市として最終的に適正処理しなければならない量（ごみ処理量）を推計し、計画目標としています。（計画量の一覧は表4のとおり）

（1）ごみ排出量

令和6（2024）年度97万トンであったごみ排出量について、令和20（2038）年度までに減量施策により3万トン削減し、94万トンとします。

（2）資源化量

令和6（2024）年度9万トンであった資源化量（大阪市資源化量及び資源集団回収量）について、令和20（2038）年度までに1万トン増量し、10万トンとします。

（3）ごみ処理量

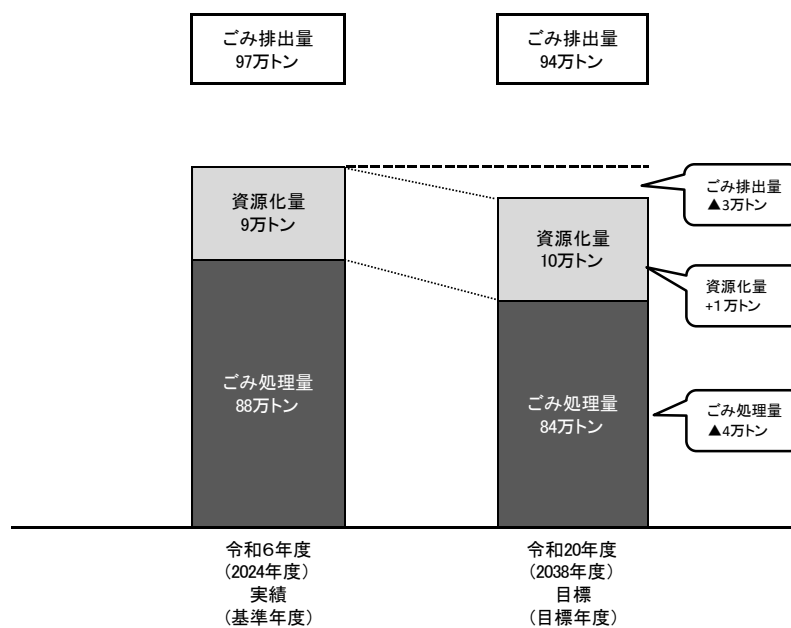
令和6（2024）年度88万トンであったごみ処理量（焼却量）について、令和20（2038）年度までに4万トン削減し、84万トンとします。

〈表4〉計画量の一覧

	令和6年度 (基準年度)A	令和20年度 (目標年度)B	増減 B - A
ごみ排出量(万トン)	96.9	93.8	▲ 3.1
家庭系ごみ	39.3	38.1	▲ 1.2
事業系ごみ	57.1	55.2	▲ 1.9 (注)
環境系ごみ	0.5	0.5	0.0
資源化量(万トン)	8.7	10.1	1.4
家庭系ごみ	8.6	9.8	1.2
事業系ごみ	0.1	0.3	0.2
環境系ごみ	0.0	0.0	0.0
ごみ処理量(万トン)	88.2	83.7	▲ 4.5
家庭系ごみ	30.7	28.3	▲ 2.4
事業系ごみ	57.0	54.9	▲ 2.1
環境系ごみ	0.5	0.5	0.0

(注) 事業系のごみ排出量について、令和6年度実績の57.1万トンから令和20年度55.2万tを計画量としているが、近年の増加傾向を踏まえ、計画期間中59万トンまで一時的に増加することを見込んでいる。(大阪・関西万博開催期間を含む令和7年度第1四半期事業系ごみ処理量実績を基に予測)

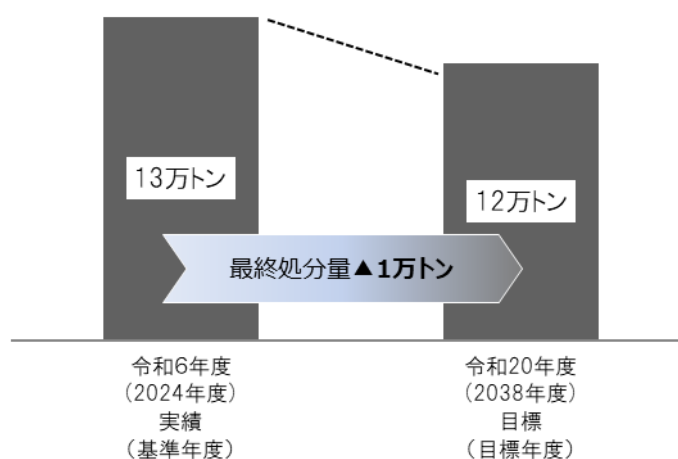
〈グラフ8〉 計画量



(4) 最終処分量

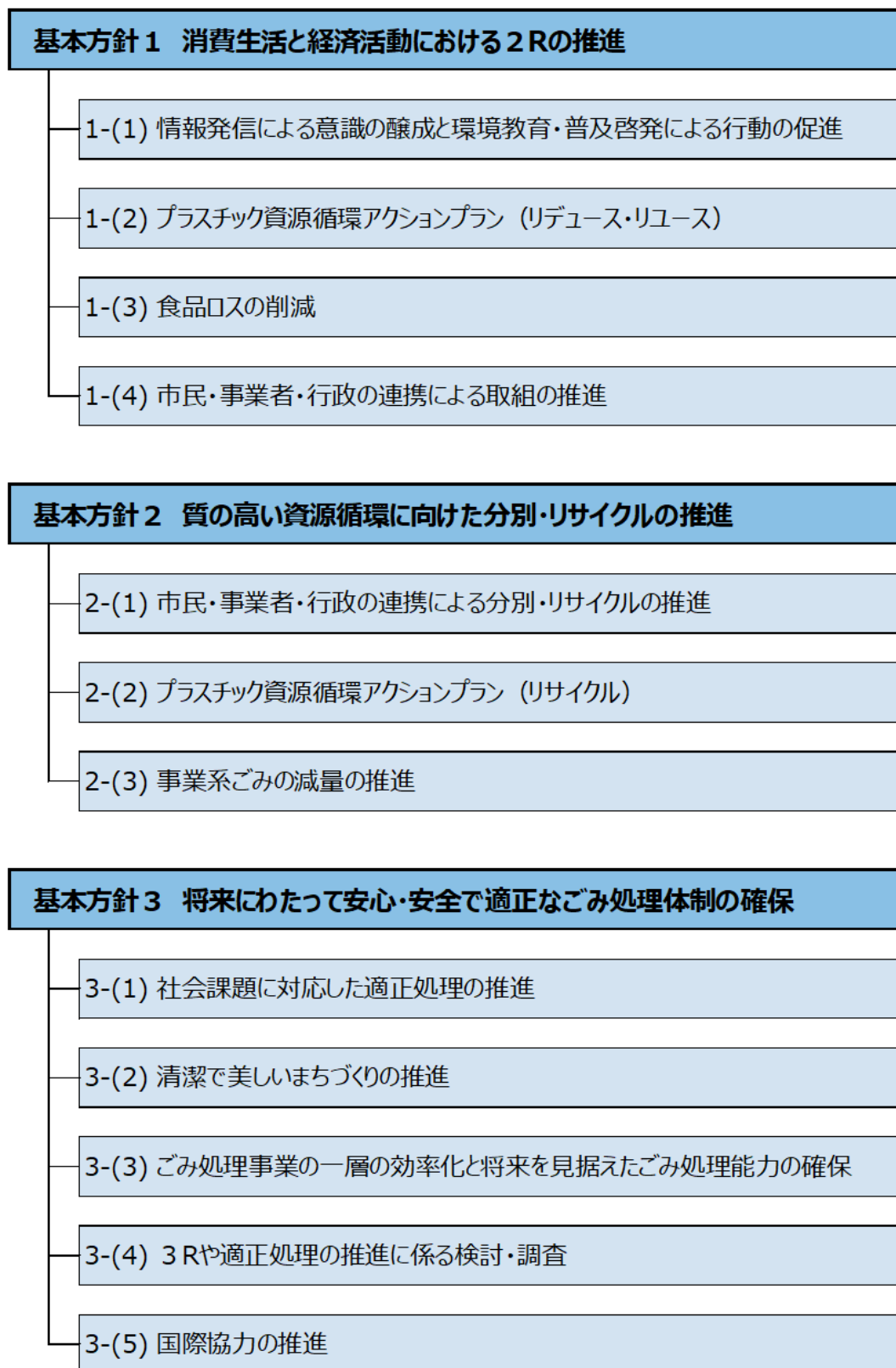
令和6（2024）年度 13万トンであった最終処分量（焼却処理後の焼却灰の埋立量）について、令和20（2038）年度までに1万トン削減し、12万トンとします。

〈グラフ9〉 最終処分量



6 本計画で取り組む施策体系

〈図3〉本計画の施策体系図



7 具体的施策

基本方針1 消費生活と経済活動における2Rの推進

(主な SDGs のゴール)



ごみの発生を抑制し、ごみ減量へと進めるためには、市民・事業者などすべての主体の皆さんが、それぞれの役割を果たして行く必要があります。

また、特に2R（リデュース、リユース）を優先した取組を進めるためには、消費生活や経済活動において、ごみとなるものを買わない・ものを繰り返し使うといったライフスタイルや、ごみとなるものを作らない・売らないといったビジネススタイルへの転換を促進することが必要です。

そうしたことから、皆さんの意識を高めるきっかけとなるよう積極的な情報発信を行うとともに、具体的な取組方法や取組による効果を分かりやすく周知することで、2Rの実践行動につながるよう、環境教育や普及啓発に取り組みます。

また、ごみの減量における最優先課題であるリデュースを推進するにあたり、地球温暖化や海洋汚染にもつながる使い捨てプラスチックの削減と、手つかずのまま捨てられている食品や食べ残しといった食品ロスの削減に重点的に取り組みます。

大阪・関西万博で実施された、リデュース・リユースなどごみ減量に関する取組¹⁰を継承、引き続き普及啓発します。

1-(1) 情報発信による意識の醸成と環境教育・普及啓発による行動の促進

① 情報発信

- 大阪市のごみ処理の現状と課題、ごみ減量の取組の必要性やメリット、取組の成果などについて、データなどの分析に基づく分かりやすい情報発信に努めます。
- 多様なツール（SNS や動画、デジタルサイネージ等）を活用し効果的に情報発信するとともに、ホームページによる情報提供の充実に努めます。
- パンフレットやごみ収集車両広報板など、各種広報媒体を活用した情報発信に努めます。
- 普段の生活の場を通じて、持続可能な循環型の未来社会をめざす取組を「Push for Eco!（大阪エコ推し）」運動として情報発信や働きかけを行います。

② 環境教育

- 小中学校等で大阪市独自の副読本「おおさか環境科」による環境教育に取り組み、ごみ減量や地球温暖化、生物多様性などについての理解を深めるとともに、本市職

¹⁰ **ごみ減量に関する取組**：大阪・関西万博では、リデュース・リユースによるごみ減量を指標として、会場内において、エコバッグ等による使い捨て買い物袋の配布対策、給水スポット設置によるマイボトルの利用促進、来場者への食べ切りの呼びかけ、リユース食器の導入等が実施された。また、パビリオン施設や設備のリユースの取組も実施された。（出典：持続可能性有識者委員会資料）

員が出前授業（体験学習）を実施するなど、学校等における環境教育への取組を支援し、ごみの減量・リサイクル、環境についての意識啓発に努めます。

- 身近な地域での環境学習講座の開催、環境 NPO/NGO や各種団体等が実施する環境学習事業への支援に取り組みます。

③ 普及啓発

■ 市民への普及啓発

- 地域におけるごみ減量・リサイクルを推進するリーダーの役割を担う、「大阪市廃棄物減量等推進員（愛称：ごみゼロリーダー）」（以下「ごみゼロリーダー」という。）や地域と連携することで、ごみの排出実状や課題を把握するとともに、分別排出率の向上等に必要な行動変容につながるような具体的で分かりやすい普及啓発の充実・強化に取り組みます。
 - ・ 分別排出率が低い「プラスチック資源」や「その他の紙」を中心とした分別収集対象品目について、普通ごみに排出されている要因を確認し、分け方・出し方のきめ細やかな周知や分別排出の必要性を訴求します。
 - ・ 食品ロス削減の重要性を周知するとともに、必要な行動について働きかけを行います。
 - ・ コミュニティ回収活動の活性化に向けた働きかけを行います。
 - ・ 各区においてガレージセールを企画・運営するとともに、開催地域の拡大を図り、市民の皆さんのリユース行動を促進します。
 - ・ 研修会の開催やごみゼロリーダーニュースの発行などにより、ごみゼロリーダーのスキルアップを図ります。
- 環境事業センターにおける普及啓発の強化に取り組みます。
 - ・ 使用期間の限られるマタニティウェア・ベビー服・子ども服（以下「マタニティウェア等」という。）の回収及び展示・提供を行い、市民のリユース行動を促進します。
 - ・ 環境事業センター・区役所等の公共施設内に「ごみ減量・3R 啓発相談コーナー」を設置し、ごみに関する相談、マタニティウェア等の展示・提供、フードドライブの実施等の啓発を行います。
 - ・ 分別排出に対する意識の向上と分別ルールを徹底するための啓発・指導など、市民や地域の状況に即したごみ減量の働きかけ等を行います。
- ごみ減量について考え、実践につなげるための講演会や教室等を開催します。
- 10 月を「ごみ減量強化月間」に設定するほか、区民まつり等地域における各種イベントの場を通じて、広く市民に 3R+Renewable への理解と協力を求める普及啓発を行います。
- ごみ減量・リサイクルの取組を、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動「デコ活」と連携して啓発することで、行動変容やライフスタイル転換を促進します。
- 「大阪市におけるプラスチックに係る資源循環の促進等及び食品ロスの削減に

関する協定」に基づき小売事業者等と連携して消費生活の場を通じた啓発を行います。

- 衣服の生産から着用、廃棄に至るまで将来にわたる環境負荷を考慮したサステナブル(持続可能)なファッションへの取組(サステナブルファッション)が広がっていることから、ライフスタイルに密着した衣服について、リユースやリペアなど、ファッションロス¹¹削減に向けて市民が取り組める対策の啓発を行います。

■事業者への普及啓発

- ごみ減量・リサイクル促進のための情報を収集するとともに、事業者の従業員にも分かりやすい資料等による情報発信に努め、資源化可能物のリサイクルルートへの誘導に努めます。
- 業種・業態別事業系一般廃棄物排出実態調査結果に基づき、業種ごとの具体的なごみ減量の効果的な取組方法について普及啓発を実施します。特に資源化可能な紙類やプラスチックの混入率が高い業種を優先的に個別訪問の手法による啓発を実施します。
- 事業者から提出された減量計画書や排出事業者の取組状況を個々に分析し、ごみの減量や適正区分・適正処理につながる取組を積極的に提案するなど、プッシュ型による排出事業者へのごみ減量に向けたサポートを行います。
- 製造・流通・販売といった各段階での自主的なごみ減量・リサイクルと、環境に配慮した製品の生産・販売の促進などについて、事業者団体等への働きかけを行います。
- 外国人住民及びインバウンドの急増に伴い増加する外国人事業者に対して、廃棄物の適正区分・適正処理を促すため、多言語版啓発ツールを活用して周知啓発を実施します。
- インバウンドを含む多くの来阪者が見込まれる大規模な集客施設や宿泊施設に対して、ごみの発生抑制の取組を促すとともに、利用客に対する効果的な啓発を実施します。

1-(2) プラスチック資源循環アクションプラン (リデュース・リユース)

① 市民・事業者と連携した使い捨てプラスチックの削減の呼びかけ

- 大阪市では、「おおさかプラスチックごみゼロ宣言」に基づき、エコバッグ携帯を呼び掛ける「大阪エコバッグ運動」など、市民・事業者の皆さんと連携しながらレジ袋の削減に取り組んできました。

その成果を活かし、エコバッグやマイボトルの携帯や詰め替え商品や代替品の選択など使い捨てプラスチック全般の削減や資源循環促進の取組を「Push for Eco!

¹¹ ファッションロス：まだ着ることができ的状态にもかかわらず捨てられてしまう衣服のこと

(大阪エコ推し)」運動(再掲)として発展・拡大のうえ実施していきます。

② 給水スポットの整備をはじめとするマイボトル使用の促進

- 使い捨てプラスチック容器の使用削減を進めるため、大阪府や府下市町村、マイボトルメーカー、給水機メーカーなどとともに、「おおさかマイボトルパートナーズ」に参画し、マイボトルの利用啓発や給水スポットの普及に取り組みます。
- 観光スポットに給水スポット(ウォーターディスペンサー)を設置し、市民の皆さんだけでなく、来阪する国内外の観光客に水道水を提供することで、マイボトルの普及を推進し、ペットボトルなどの使い捨てプラスチック製品の削減、プラスチックごみの発生抑制につなげます。
- 関西広域連合が作成する「マイボトルスポットMAP」を活用するなど、外出先でもマイボトルを利用できる店舗を検索できるようにし、カフェ等でのマイボトルの利用を促進し、使い捨て容器の削減に努めます。さらに、「マイボトルスポットMAP」に登録するサービス店舗を増やしてマイボトルの利用を促進します。

③ 使い捨てのプラスチック製容器包装や製品の使用の削減

- リユース食器の活用をはじめとしたイベントでのごみ減量の取組について、その意義や具体的事例について普及啓発します。
- 一部の企業では使い捨てのプラスチックストローやマドラーの廃止、紙製やバイオマスプラスチック製ストローの導入などの取組が行われています。使い捨てプラスチック容器包装や製品の不必要な使用・廃棄の抑制と、詰め替え製品や代替品等の使用を促進し、環境への配慮を普及啓発します。
- 海洋環境や生態系に影響を及ぼす海洋プラスチックごみを削減するため、「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」実行計画と連携し、プラスチック製品の使用抑制と環境への流出の削減を促進します。

1-(3) 食品ロスの削減

食品ロスを削減するためには、一人ひとりが「食」を大切にする心を育み、みんなで取り組んでいくことが必要です。

市民・事業者・来阪者・関係団体などあらゆる主体の皆さんの間で、「食」を大切にする意識が醸成され、食品の製造・流通・販売・消費の各段階における食品ロスの削減に向けた具体的な取組が実践されるよう、働きかけを実施します。

また、好事例の横展開による普及拡大を図ることで、市内全域での取組につなげていきます。

① 「食」を大切にする意識の醸成

- ①-1 食品ロスに関する情報発信の充実

①-2 環境教育・学習の推進

② 市民の食品ロス削減行動の実践の促進

- ②-1 家庭で実践できる具体的な食品ロス削減行動の呼びかけ
- ②-2 調理等の工夫で食品ロスを減らす料理教室の開催
- ②-3 食材を使い切るレシピの普及拡大
- ②-4 ローリングストックの普及促進
- ②-5 フードドライブの推進

③ 事業者への食品ロス削減に向けた働きかけ

- ③-1 特定建築物（大規模事業所）に対する排出指導の強化
- ③-2 中小規模事業所への排出指導の推進
- ③-3 給食提供施設への啓発指導の実施
- ③-4 飲食店等における食べ残しの削減に向けた取組の推進
- ③-5 来販者に対する啓発の推進
- ③-6 事業者との食品ロス削減に関する連携の推進

④ 行政による率先的取組

- ④-1 災害用備蓄食品の有効活用
- ④-2 給食における残食削減の取組
- ④-3 大阪市役所における取組の推進

食品ロスの削減に向けた具体的施策の詳細は、P52「第4章 食品ロス削減推進計画」参照

1-(4) 市民・事業者・行政の連携による取組の推進

① 市民・事業者・行政の連携による2R（リデュース、リユース）の推進

- ホームページ等の広報媒体を活用して、大阪市と連携協定を締結する事業者のサービスの活用を促し、粗大ごみを捨てずに譲る方法への誘導等、市民の皆さんのリユース行動を促進します。
- ごみゼロリーダーと連携してガレージセールを開催するほか、環境事業センターによるマタニティウェア等の回収及び展示・提供により、市民の皆さんのリユース行動を促進します。（再掲）

- シェアリング¹²やリユースは、資源を社会全体で有効活用し、環境負荷の低減につながるため、レンタル品や中古品の利用について普及啓発を実施します。
- 繰り返し使えるリターナブルびん入り商品を選択し、適切に販売店に返却することによりリユースが促進されるよう、市民・事業者に普及啓発を実施します。
- 「大阪市廃棄物減量等推進審議会」並びに「ごみ減量推進組織研究会」の提言により設立された「ごみゼロネット大阪」をはじめ、様々な団体と連携しながら、市民・事業者の皆さんの自主的なごみ減量の取組を促進します。

② 一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置

- 「一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置に関する要綱」に基づき、一般廃棄物及び再生利用対象物保管施設の設置に関する指導及び確認等を行います。

③ 大阪市役所における3R（リデュース、リユース、リサイクル）の推進

- 大阪市は事業者でもあり、「大阪市庁内環境管理計画」に基づき、庁内において環境に配慮した取組を推進します。

また、「大阪市環境基本計画推進連絡会¹³」に設置している「ごみ減量推進分科会」を基盤に、「市役所事業系ごみ減量マニュアル」を活用し、本市職員の意識向上とより一層のごみ減量を推進するとともに、資源化可能物のリサイクルに取り組みます。

¹²シェアリング:個人等が保有する活用可能な資産（かさ、自転車など）について、インターネット上のマッチングプラットフォーム等を介して他の個人等も利用可能とすること。シェアリングを活用することにより、資源を効率的に利用することができ、天然資源投入量や廃棄物発生量の削減に寄与するとともに、消費生活を豊かにする。

¹³「大阪市環境基本計画推進連絡会」:環境施策に関する各局の連携を強化し、大阪市環境基本計画を総合的に推進するため、平成23(2011)年7月から設置している。

基本方針 2 質の高い資源循環に向けた分別・リサイクルの推進

(主な SDGs のゴール)



2R(リデュース、リユース)の取組を行った後に排出されるものについては、限りある資源の循環利用につなげるため、可能な限りリサイクルを進める必要があります。

ごみの分別排出を実践していただく市民・地域コミュニティの皆さんとの連携・コミュニケーションの活性化にも努めて、ごみの分別を徹底し、リサイクルを推進します。

また、分別収集した資源を何にリサイクルするのか、どのような流れで資源が循環していくのかを市民の皆さんに示していくこと(見える化)で、分別意識の向上を図り、分別排出行動を促進します。さらに、容器包装プラスチックと製品プラスチックを合わせて「プラスチック資源」として一括収集し、市内事業者等による再商品化(マテリアルリサイクル¹⁴)を実施することで、プラスチックの資源循環を推進するとともに、温室効果ガス排出につながるプラスチックの焼却量削減を進めます。

事業系ごみについては、「廃棄物処理法」により排出事業者が自らの責任で適正に処理することが求められており、排出事業者の皆さんによる主体的なリサイクル行動を促進することを原則としつつ、ごみの減量や適正区分・適正処理につながる取組を積極的に提案し、事業系ごみの減量を進めます。

2-(1) 市民・事業者・行政の連携による分別・リサイクルの推進

① リサイクルの促進

- 市民の自主的な取組である資源集団回収活動の活性化を図るため、古紙回収量に応じた奨励金の支給や当該活動に功績のあった団体の表彰など、活動を支援し古紙等のリサイクルを促進します。

また、地域と連携したリサイクルの取組であるコミュニティ回収(大阪市が実施している古紙・衣類収集を、地域コミュニティが主体となり行うもの)について、収集を担う再生資源事業者を支援することにより、取組の安定化を図ります。

- ごみ収集・処理時の火災事故を防止するとともに、資源の有効利用を推進するため、環境事業センターにおいて、リチウムイオン電池・ニカド電池・ニッケル水素電池・モバイルバッテリー等(以下「リチウムイオン電池等」という。)の受付による拠点回収を実施するとともに、電話等申込による訪問回収を実施します。
- 拠点回収品目について、市民の皆さんの利便性を高め、一層のリサイクルを推進するため、回収拠点の拡充に努めます。
- 使用済小型家電については、拠点回収を行うとともに、国の認定事業者と協定を

¹⁴ マテリアルリサイクル：使用済み製品や生産工程から出る廃棄物を回収し、必要な処理を行い、新しい製品の材料や原料として使うこと。

締結し、市民の皆さんの自宅からの宅配便による回収を実施します。また、使用済小型家電の再資源化にあたり、解体・分別の処理工程で障がい者の雇用・就労機会を創出するため、福祉施策と連携します。

- 家庭で使用済みとなったパソコンは、使用済小型家電として拠点回収を行うとともに、拠点回収の対象（15 cm×30 cm以下のものに限る。）とならないものは、「資源の有効な利用の促進に関する法律（資源有効利用促進法）」の趣旨に則り、メーカー等に引渡すよう、普及啓発を行います。
- 民間事業者等が自主的に実施する資源の回収活動と連携し、一層のリサイクルを推進します。
- 廃棄物や不用品に手を加えて元の製品よりも付加価値の高いものを作り出す「アップサイクル」について、普及啓発することで、リユース・リサイクルを促進します。

② 分別排出の徹底

- ごみゼロリーダーや地域と連携した普及啓発や、環境事業センターによる普及啓発の充実・強化等により、資源ごみ、プラスチック資源、古紙・衣類の分別排出を促進します。
- 分別排出率が低い「プラスチック資源」や「その他の紙」を中心とした分別収集対象品目について、普通ごみに排出されている要因を確認し、分け方・出し方のきめ細やかな周知や分別排出の必要性を訴求します。（再掲）
- 分別収集した資源を何にリサイクルするのか、どのような流れで資源が循環していくのかを市民の皆さんに示していくこと（見える化）で、分別意識の向上を図り、分別排出行動を促進します。
- 家庭系ごみ収集における分別排出を徹底するため、分別排出ルールを守っていないごみ袋は収集せず、残置したうえで適正な分別排出を求める啓発・指導を行います。
- 許可業者が収集しているアパート・マンションについても、資源ごみ、プラスチック資源、古紙・衣類の分別排出を徹底するため、アパート・マンションの所有者・管理者に対し分別排出の促進についての普及啓発を図ります。特に排出量が多いアパート・マンションをターゲットに排出調査・排出指導を行います。
また、許可業者に対しても、アパート・マンションの分別収集を確実に行うよう要請するとともに、指導徹底を図ります。
- 大阪市の収集のために排出された、または、地域において自主的に活動するコミュニティ回収活動等のために排出された古紙・衣類の持ち去り行為等を規制し、違反者に対し指導等を経たうえで、過料を科すなど、持ち去り行為の根絶に向け、厳正に取り組みます。

2-(2) プラスチック資源循環アクションプラン（リサイクル）

- 家庭から排出されるペットボトルを、地域コミュニティと参画事業者が連携協働して回収する「みんなでつなげるペットボトル循環プロジェクト」に取り組み、分別が徹底された質の高いペットボトルを回収することで、国内における水平リサイクル（ボトル to ボトル）等を促進し、プラスチックの資源循環を推進します。
- 「プラスチック資源循環法」に基づき、従来から分別収集していた容器包装プラスチックと、従来は普通ごみとして収集し焼却処理していた製品プラスチックを合わせて「プラスチック資源」として一括収集します。
 - ・ 大阪市が国の認定を受けた再商品化計画に基づき、市内事業者等との連携により、効率的に再商品化（マテリアルリサイクル）を実施し、プラスチックの資源循環を推進します。
 - ・ 市民の皆さんに対し、分別収集の対象となるプラスチック資源の分け方・出し方について、排出の状況に応じた、きめ細やかな普及啓発を実施するとともに、分別の必要性について周知することで、分別排出率の向上を図ります。また、リチウムイオン電池等の危険物が混入しないよう、広報を行います。
 - ・ 分別収集した資源を何にリサイクルするのか、どのような流れで資源が循環していくのかを市民の皆さんに示していくこと（見える化）で、分別意識の向上を図り、分別排出行動を促進します。（再掲）

2-(3) 事業系ごみの減量の推進

① 特定建築物の所有者・管理者に対する減量指導と顕彰の実施

- 特定建築物の所有者・管理者に対し、「廃棄物の減量推進及び適正処理に関する計画書」の提出及び当該建築物から発生する廃棄物を全体的に管理できる「廃棄物管理責任者」の選任を義務付けるとともに、立入検査等による減量指導や廃棄物管理責任者向けの講習を実施し、事業系ごみの削減を図ります。
 - ・ 提出された減量計画書の記載内容や排出事業者の取組状況を個々に分析し、ごみの減量や適正区分につながる取組を積極的に提案し、排出事業者のごみ減量をサポートします。（再掲）
 - ・ 立入検査の際に、ごみの保管状況（一般廃棄物への産業廃棄物の混入状況、産業廃棄物保管場所の掲示板設置を含む）や分別ボックスの設置・使用状況などを確認し、適切にできていない場合は、その原因や理由を探り、改善策（解決策）を提案するとともに、フォローアップを積極的に実施します。
- 業種・業態別事業系一般廃棄物排出実態調査結果に基づき、減量項目に応じて排出指導を強化するとともに、適正区分・適正処理を促し、資源化率の向上を図ります。
- 廃棄物の減量推進・適正処理に顕著な功績をあげている特定建築物を対象に「ご

み減量優良標」を贈呈するとともに、優良な取組を一定期間以上継続した特定建築物を対象に表彰（市長表彰・環境局長表彰）を実施します。

② 事業系ごみの適正区分・適正処理の推進

- 排出事業者に対して一般廃棄物と産業廃棄物の適正区分と、産業廃棄物の適正処理ルートでの処理を求めます。
- 環境施設組合が実施する焼却工場における搬入物検査において、搬入不適物が発見されれば、収集業者に排出状況等の確認、適正処理指導を行い、状況に応じて排出事業者に対して、個別に適正処理方法の啓発と指導を行います。
- 業種・業態別事業系一般廃棄物排出実態調査結果に基づき事業所への立入検査等を実施し、個別に適正処理方法の啓発と指導を行います。特に資源化可能な紙類やプラスチックの混入率が高い業種を優先的に個別訪問の手法による啓発を実施します。（再掲）
- 民泊事業所に対し廃棄物排出状況を確認し、個別に適正処理方法の啓発と指導を行います。

③ 資源化可能な紙類の焼却工場への搬入禁止

- 事業所等から排出される紙類の資源化を促進する観点から、環境施設組合と連携して、資源化可能な紙類の焼却工場への搬入を禁止します。
資源化可能な紙類とは、新聞（折込広告含む）、段ボール、紙パック、雑誌類、OA紙、シュレッダー紙、その他の紙（包装紙、菓子やティッシュの紙箱、メモ用紙、はがき、封筒、紙袋、名刺など）であり、機密書類についても含むものとします。
- 資源化可能な紙類については、排出者自らが運搬又は「廃棄物処理法」第7条第1項ただし書きに規定する専ら再生利用の目的となる一般廃棄物のみを収集運搬する業者、もしくは排出者の委託を受けた許可業者が収集運搬し、民間資源化施設において資源化するものとします。
- 環境施設組合が実施する焼却工場における搬入物検査において、資源化可能な紙類が発見されれば、収集業者に排出状況等の確認、指導を行い、状況に応じて排出事業者に対して、個別に適正処理方法の啓発と指導を行います。

④ リサイクルルートへの誘導

- ごみ減量・リサイクル促進のための情報を収集するとともに、事業者の従業員にも分かりやすい資料等による情報発信に努め、資源化可能物のリサイクルルートへの誘導に努めます。（再掲）
- 事業者から排出される古紙を無料で回収する「古紙回収協力店制度」を実施し、少量排出事業者におけるリサイクルを促進します。

⑤ 許可業者が収集するアパート・マンションへの指導強化

- 業種・業態別事業系一般廃棄物排出実態調査結果に基づき、許可業者が収集するアパート・マンションに対して、個別に適正処理方法の啓発と指導を行います。

基本方針3 将来にわたって安心・安全で適正なごみ処理体制の確保

(主な SDGs のゴール)



3R（リデュース、リユース、リサイクル）の取組を進めたうえで、なお排出されるごみの処理を行うにあたり、高齢化に伴うごみ出しの支援に対するニーズの増加等への着実な対応や環境負荷の低減、大規模災害への備えなど、社会課題に対応した適正処理を推進します。また、国内外からの観光客に対する、ポイ捨て防止の啓発を強化し、観光客の理解と協力を得ながら清潔で美しいまちの実現に取り組みます。

さらに、ごみ収集事業の一層のコスト削減と効率化を進めるとともに、より安全かつ安定したごみ処理体制を環境施設組合と連携して整備します。

加えて、大阪で唯一の国連機関である国連環境計画国際環境技術センター（UNEP-IETC）や事業者との連携による国際協力を推進し、海洋プラスチックなど、地球規模のごみ問題の解決に取り組みます。

3-(1) 社会課題に対応した適正処理の推進

- 一人暮らしのおとしよりやおとしよりの世帯、障がいのある方が居住されているご家庭で、ごみの持ち出しが困難な方々を対象に、ふれあい収集（ごみの持出しサービス）を実施します。また、ふれあい収集の際には、声をかけさせていただき、希望する方については、返事がない、ごみが出されていないという場合、予め登録された連絡先に安否確認していただくよう通報するサービスを実施します。
- 事件・事故等の早期発見や犯罪の未然防止に留意しつつ、ごみの収集輸送業務を行い、事件・事故等の発見時には必要な初動対応を行うなど、業務の中で市民の安全確保に向けた取組（ふれあいあんしんパトロール）を実施します。
- ごみ収集車に GPS を搭載し、IoT¹⁵の活用によって稼働時間や運搬量を日々チェックし、効率的な収集体制を構築します。また、ごみ収集車のドライブレコーダー映像を活用し、安全な収集輸送業務を実施するとともに、道路・街路樹の管理や防災対策等の取組に活用します。
- ごみ収集車にエコカー¹⁶を使用する等、大気環境の改善及び温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、3R（リデュース、リユース、リサイクル）を推進して焼却するごみを減量し、ごみ焼却に伴う温室効果ガス排出量の削減に努めます。

¹⁵ IoT：IoT（Internet of Things）とは、モノのインターネットと呼ばれている。これまでインターネットに接続されてきたパソコンやスマートフォンに加えて、自動車や家電など様々なモノがインターネットにつながるようになってきており、モノがインターネットを経由して通信することを意味する。

¹⁶ エコカー：低燃費かつ低排出ガス認定車及び次世代自動車（電動車等）をいう。（「大阪市次世代自動車普及促進に関する取組方針」より）

- ごみの焼却処理事業においては、焼却余熱を利用した発電等によりエネルギーの有効活用を推進するとともに、焼却工場の適切な運営・施設管理を行うことにより環境に配慮した処理体制を維持するよう、環境施設組合との緊密な連携に努めます。
- 大規模災害発生時に、環境事業センターが地域における廃棄物処理等のコントロールタワーとしての機能を果たしつつ、より適正かつ迅速に災害廃棄物を運搬・処分できる体制を、環境施設組合と連携して整備していきます。

3-(2) 清潔で美しいまちづくりの推進

① まちの美化推進

- 「大阪市空き缶等の投げ捨て等の防止に関する条例」に基づき、空き缶等のポイ捨て等を防止するとともに、容器入飲料を自動販売機で販売する事業者に対し、回収容器の設置とその適正管理に努めるよう求め、国際都市大阪にふさわしい美しいまちづくりを推進します。
- 清潔で美しいまちづくりを推進するため、ターミナルや繁華街等で指定している「ノーポイモデルゾーン」内で活動している「まち美化パートナー」に支援を行います。
- 市内各地域で実施されている清掃ボランティア活動に対し、清掃用具の交付や表彰を行うなど、ボランティア団体の定着と活性化を図ります。また、新たな担い手を発掘し、清掃ボランティアの新規拡充を図るため、まち美化パートナー制度や清掃用具交付制度の周知等を行い、広く市民・事業者の皆さんに清掃活動への協力を呼びかけます。
- 市民・事業者・行政の連携によるまちの美化を推進するため、市内各所を一斉に清掃するイベントとして「大阪マラソン“クリーンUP”作戦」を開催し、まちの美化を訴えるとともに、広く市民・事業者の皆さんに清掃活動への協力を呼びかけます。

② 観光客への啓発の強化

- 観光客の増加が著しいエリアにおいて、ポイ捨てごみの散乱が大きな問題となっていることから、国内外からの観光客に対する啓発を強化します。
- 地域や観光関連事業者の皆さんとも連携しながら、地域の実情に即した環境美化の取組を推進します。

③ 路上喫煙対策

- 「大阪市路上喫煙の防止に関する条例」に基づき、令和7(2025)年1月27日から、市内全域における路上喫煙を禁止しています。
- 市内全域における路上喫煙禁止の実効性を確保するために、喫煙者と非喫煙者が共存できる喫煙環境の整備のほか、啓発指導体制の強化、啓発表示や情報発信を着実

に行うなど、区役所及び関係局と連携しながら取組を進めます。

- 市民・事業者団体の自主的な路上喫煙防止活動への支援と協働を推進する「たばこ市民マナー向上エリア制度」事業を実施するとともに、喫煙マナーやモラルの向上に向けた広報活動を実施し、路上喫煙対策の推進を図ります。

④ はと、からすその他の動物に餌を与えた行為後の清掃等を行う等の必要な措置を講じないことに起因する生活環境の悪化防止対策

「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」に基づき、はと、からすその他の動物に餌を与えた行為後の清掃等を行う等の必要な措置を講じないことに起因する生活環境の悪化を防止するための取組を実施します。

⑤ いわゆる「ごみ屋敷」対策

いわゆる「ごみ屋敷」対策について、「大阪市住居における物品等の堆積による不良な状態の適正化に関する条例」に基づき、区役所が中心となって関係局と連携のうえ、物品等の堆積により不良な状態となっている建物等や居住者に対して調査、指導、勧告等を行い、市民の安全で健康かつ快適な生活環境を確保します。

3-(3) ごみ処理事業の一層の効率化と将来を見据えたごみ処理能力の確保

- 家庭系ごみ収集輸送事業については、引き続き民間委託の拡大を推進するほか、環境事業センターの集約化など、市民サービスを維持しつつ財政負担を軽減し持続可能な運営体制の構築をめざします。
- ごみの焼却処理事業については、環境施設組合との緊密な連携のもと、より効率的な運転管理体制を構築するとともに、ごみ処理量の推移を見極めつつ、将来にわたるごみ量の増減を見据えたごみの焼却能力を確保する取組を進めます。
- 今後のごみ減量の進捗状況を見極めながら、各種施策の効果検証とともに、家庭系ごみ収集の有料化やごみ処理手数料の見直し等経済的手法を用いた減量施策の導入について検討します。

3-(4) 3Rや適正処理の推進に係る検討・調査

- 持続可能な循環型社会の形成に向け、容器包装リサイクル制度及び「プラスチック資源循環法」に基づくプラスチック使用製品廃棄物の再商品化の実施について、「拡大生産者責任¹⁷」の考え方を踏まえ、市町村の役割の見直しなど、国等へ働きかけます。

¹⁷拡大生産者責任〔EPR (Extended Producer Responsibility)〕:生産者が、その生産した製品が使用され、廃棄された後においても、当該製品の適正なリサイクルや処分について物理的又は財政的に一定の責任を負うという考え方。具体的には、製品設計の工夫、製品の材質・成分表示、一定製品について廃棄等の後に生産者が引取りやリサイクルを実施することなどが含まれる。

- 事業系ごみの減量・リサイクルを促進するため、民間事業者による効率的な資源化が図られるよう、再生利用業指定制度等のさらなる活用について検討します。
- 他都市におけるリサイクルルートの導入事例などを研究し、現行法との整合性や大阪市が導入するにあたっての実現可能性などを検証したうえで、新たなリサイクルの手法を検討します。
- 施策効果等を検証するため、ごみの組成割合や排出状況等の基礎調査を実施します。

3-(5) 国際協力の推進

- 国連環境計画国際環境技術センター（UNEP-IETC）と連携し、プラスチック資源循環など環境分野における大阪市の取組を世界に発信します。
- アジア諸都市等の3Rと適正処理の推進を支援するため、都市間協力を推進します。

8 ごみの処理

(1) ごみの区分と処理主体

大阪市が令和7（2025）年度当初時点で行っているごみの処理は次のとおりです。
 国の施策や社会経済情勢など、本計画の推進にあたり大きな変化が生じた場合は見直しを行います。

〈図4〉 大阪市のごみ処理フロー

	収集品目 (収集頻度)	収集運搬主体	搬入先 (処理施設)	中間処理主体	処理手法	最終処分主体	処分方法
家庭系ごみ	普通ごみ 週2回 ※1	大阪市 (直営)	焼却工場	環境施設組合	焼却処理	環境施設組合	焼却灰埋立
	資源ごみ 週1回	大阪市 (委託)	中継地	大阪市 (委託)	資源化 ※3		
	プラスチック資源 週1回	大阪市 (委託)	中継施設				
	古紙・衣類 週1回	大阪市 (委託又は直営) ※2	民間資源化施設	再資源化事業者	資源化 ※3		
	粗大ごみ 申込の都度収集	大阪市 (委託)	焼却工場 又は破砕設備	環境施設組合	焼却処理 又は資源化	環境施設組合	焼却灰埋立
	拠点回収品目 随時回収	大阪市 (直営)	民間資源化施設	大阪市(委託)又は 再資源化事業者	資源化		
	事業系ごみ	業者ごみ 許可業者との契約による	許可業者	焼却工場又は 破砕設備	環境施設組合	焼却処理 又は資源化	環境施設組合
資源ごみ ※4 許可業者との契約による		焼却工場内コンテナ 又は中継地		大阪市 (委託)	資源化 ※3		
プラスチック資源 ※4 許可業者との契約による		焼却工場内コンテナ 又は中継施設					
持込ごみ 排出者自らの持込による		排出者	焼却工場 又は破砕設備	環境施設組合	焼却処理 又は資源化	環境施設組合	焼却灰埋立
環境系ごみ	道路清掃ごみ 一定の計画に基づき実施	大阪市 (委託又は直営)	焼却工場 又は破砕設備	環境施設組合	焼却処理 又は資源化	環境施設組合	焼却灰埋立
	不法投棄ごみ 必要に応じて実施	大阪市 (直営)					
	河川清掃ごみ 一定の計画に基づき実施	大阪市 (委託)					

※1 一部エリアでは「真空式ごみ収集方式」により許可業者が収集

※2 北区・都島区・淀川区・東淀川区・旭区・城東区・鶴見区・西区・港区・大正区・住之江区・住吉区・阿倍野区・西成区は委託。

※3 選別・異物除去等を経て資源化を行い、残渣については環境施設組合が焼却処理している。

※4 許可業者が収集するアパート・マンションから排出される資源ごみ・プラスチック資源を示す。

(2) 収集運搬

ア 家庭系ごみの収集運搬

(ア) 大阪市が直営又は委託により収集するごみ

本市職員もしくは委託業者が各戸収集を基本として収集し、焼却工場等の処理施設に搬入します。

普通ごみ、資源ごみ、プラスチック資源、衣類並びに袋に入れて出される古紙及び粗大ごみの排出にあたっては、「中身の見えるごみ袋」の使用を指定します。

【ごみの収集区分及び頻度】

- 普通ごみ 週2回収集
 - ・ 生ごみ、陶磁器類等のほか、最大の辺又は径が30 cm以内のものあるいは棒状で1 m以内の分別収集対象品目以外のもの
- 資源ごみ 週1回収集
 - ・ 空き缶、空きびん、ペットボトル、金属製の生活用品、スプレー缶・カセットボンベ類
- プラスチック資源 週1回収集
 - ・ ペットボトルを除くプラスチック製容器包装、100%プラスチック素材でできている製品
- 古紙 週1回収集
 - ・ 新聞・折込チラシ、段ボール、紙パック、雑誌、その他の紙
- 衣類 週1回収集
 - ・ 衣類
- 粗大ごみ 申込の都度収集
 - ・ 最大の辺又は径が30 cmを超えるものあるいは棒状で1 mを超えるもの、家庭の引越しや大掃除等で一時的に大量に出されるもの
 - ・ 粗大ごみ収集受付センターにインターネットや電話等で申し込み、品目に応じた手数料を「粗大ごみ処理手数料券」の購入またはキャッシュレス決済（インターネット受付のみ）により支払う。「粗大ごみ処理手数料券」を購入した場合は、手数料券に受付番号又は氏名を記入し、品目ごとに貼り付けて指定された収集日に排出する。キャッシュレス決済により支払いを行った場合は、受付番号又は氏名を粗大ごみに明示して指定された収集日に排出する。
- 拠点回収品目 随時回収品目
 - ・ 乾電池、蛍光灯、水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計、マタニティウェア等、インクカートリッジ、使用済小型家電、リチウムイオン電池等について、回収場所を設け拠点回収を行う。また、マタニティウェア等、蛍光灯及びリチウムイオン電池等は、電話等申込により本市職員が家庭まで訪問回収を行う。

○ 管路輸送（真空式ごみ収集方式）

- ・ 南港ポートタウンでは「真空式ごみ収集方式」により普通ごみを許可業者が収集し、処理施設に搬入する。

(イ) (ア)以外の方法によるごみ

排出者自らが、処理施設に搬入します。なお、排出者の意向により、許可業者が収集運搬し、処理施設に搬入することがあります。

イ 事業系ごみの収集運搬

事業系ごみは、排出者が自ら、または排出者との契約により許可業者が、処理施設に搬入します。袋によりごみを排出する場合は、「中身の見えるごみ袋」の使用を指定します。

なお、排出者の意向により、少量排出事業者から排出されるものは、大阪市が収集運搬することがあります。

ウ 環境系ごみの収集運搬

(ア) 道路清掃ごみ

主要幹線道路については委託業者が、また、市民協力の困難な場所等においては本市職員が、必要な清掃を行い、収集したごみを処理施設に搬入します。

(イ) 不法投棄ごみ

本市職員が迅速に収集し、適正に処理するとともに、市民のボランティア清掃により回収されたごみについても、本市職員が収集し、処理施設に搬入します。

(ウ) 不法投棄防止対策

不法投棄防止看板の設置、市民への協力依頼等、不法投棄されにくい環境づくりに努めるとともに、土地管理者に対し管理義務を履行するよう指導します。

また、あいりん地域における特に不法投棄が多発する場所を対象に、人感センサー付照明灯や監視カメラを設置し、環境改善に取り組みます。

さらに、市民モラルの向上を喚起するため、広報活動を行います。

(イ) 河川清掃ごみ

大阪市が管理する河川の水面に浮遊するごみについては、委託業者が収集を行い、処理施設に搬入します。

エ 犬・猫等の死体の処理

家庭で飼われていた犬や猫等のペットの死体や道路上のへい死動物については、本市職員が収集し、委託により民間処理施設で適正に処理します。なお、実験動物の死体等については、許可業者が収集し、民間処理施設で処理します。

オ 胞衣汚物の処理

胞衣汚物については、許可業者が収集し、民間処理施設で処理します。

(3) 処理処分

ア ごみ処理事業の運営形態

ごみの収集輸送、中間処理（選別等）は、大阪市が行い、中間処理（焼却・破碎）と最終処分については、環境施設組合が行います。

イ 中間処理

(ア) 焼却処理

- 3Rを推進したうえで、なおかつ排出されるごみについては焼却処理を行い、ごみの減容化・減量化を図ります。

普通ごみ等は、環境施設組合が全量焼却処理し、粗大ごみ等は環境施設組合が破碎処理後、金属回収を行うとともに、残渣については焼却処理します。

- 焼却工場の操業にあたっては、ダイオキシン類削減対策や公害防止対策に万全を期すなど、常に環境への負荷の低減に努めるとともに、省エネルギー化や焼却余熱の熱回収に積極的に取り組み、効率的な運転を推進するよう、環境施設組合との緊密な連携に努めます。

(イ) 資源化

- 破碎設備

粗大ごみ等は環境施設組合が破碎設備において破碎処理を行い、破碎処理後の金属を回収し資源化を行います。

- 資源ごみ中継地

資源ごみ中継地に搬入した資源ごみ及び許可業者がアパート・マンションから収集し焼却工場に設置したコンテナに搬入した資源ごみについては、民間選別施設にて選別、圧縮・減容し、再資源化事業者に引き渡して資源化します。

- プラスチック資源中継施設等

プラスチック資源中継施設及び許可業者がアパート・マンションから収集し焼却工場に設置したコンテナ等に搬入したプラスチック資源については、民間施設にて異物除去を行ったうえで圧縮・梱包し、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会へ引き渡して再商品化（資源化）します。

認定再商品化計画に基づく再商品化施設に搬入したプラスチック資源については、再商品化事業者において異物除去を行ったうえで、再商品化（資源化）します。

- 民間資源化施設

- ・ 古紙及び衣類は、収集したものを直接、再資源化事業者に引き渡して資源化します（収集運搬業務の委託業者自らが資源化する場合があります）。
- ・ 乾電池、蛍光灯、水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計、リチウムイオン電池等及びリユースに向かないマタニティウェア等については、再資源化事業者に引き渡して資源化します。

- インクカートリッジは、「インクカートリッジ里帰りプロジェクト」に引き渡して資源化します。
- 使用済小型家電は、「使用済小型家電電子機器等の再資源化の促進に関する法律（小型家電リサイクル法）」に基づく国の認定事業者に引き渡して資源化します。

ウ 最終処分

焼却灰は、環境施設組合が北港処分地（夢洲1区）又は大阪湾広域臨海環境整備センターの大阪湾広域処理場で埋立処分を行います。

北港処分地（夢洲1区）は、大阪市独自の最終処分場であることから、引き続き、廃棄物の発生抑制、減量化などにより可能な限り最終処分場の延命化を図るとともに、「大阪湾フェニックス計画」が円滑に推進するよう、関係先との調整等取組を進めます。

(4) 施設一覧 (令和8年3月1日現在)

〈表5〉環境事業センター

名称	所管区域	所在地
東北環境事業センター	北区・都島区・淀川区・東淀川区	東淀川区上新庄 1-2-20
城北環境事業センター	旭区・城東区・鶴見区	鶴見区焼野 2-11-1
西北環境事業センター	福島区・此花区・西淀川区	西淀川区大和田 2-5-66
中部環境事業センター	天王寺区・東住吉区	東住吉区杭全 1-6-28
中部環境事業センター出張所	中央区・浪速区	浪速区塩草 2-1-1
西部環境事業センター	西区・港区・大正区	大正区小林西 1-20-29
東部環境事業センター	東成区・生野区	生野区巽中 1-1-4
西南環境事業センター	住之江区・住吉区	住之江区泉 1-1-111
南部環境事業センター	阿倍野区・西成区	西成区南津守 5-5-26
東南環境事業センター	平野区	平野区瓜破南 1-3-40

〈表6〉焼却工場【環境施設組合が所管】

名称 所在地	規模	処理能力	竣工	余熱利用
西淀工場 西淀川区大和田 2-5-68	300t/日 ×2基	600t/日	平成6年度	発電(14,500kW):エルモ西淀川ほか近隣施設に送電・蒸気供給
八尾工場 八尾市上尾町 7-1	300t/日 ×2基	600t/日	平成6年度	発電(12,800kW):八尾市立衛生処理場に送電・八尾市立屋内プールに蒸気供給
舞洲工場 此花区北港白津 1-2-48	450t/日 ×2基	900t/日	平成13年度	発電(32,000kW):舞洲スラッジセンターに蒸気供給
平野工場 平野区瓜破南 1-3-14	450t/日 ×2基	900t/日	平成14年度	発電(27,400kW):近隣施設に送電
東淀工場 東淀川区南江口 3-16-6	200t/日 ×2基	400t/日	平成21年度	発電(10,000kW)
住之江工場 住之江区北加賀屋4-1-26	200t/日 ×2基	400t/日	令和4年度	発電(11,300kW)

※上記施設のほかに鶴見工場が建替のため休止中。

〈表7〉破碎設備【環境施設組合が所管】

名称	規模	竣工	備考
舞洲工場破碎設備	回転式 120t/5h 低速回転せん断式 50t/5h	平成13年度	舞洲工場内に設置

〈表 8〉 資源ごみ中継地

名称	竣工	所在地
西北方面中継地	平成6年度	大阪市西淀川区大和田 2-5-68 環境施設組合西淀工場敷地内
西南方面中継地	平成6年度	大阪市大正区南恩加島 1-11-24 環境局もと大正工場敷地内
東南方面中継地	平成6年度	大阪市平野区瓜破南 1-3-40 東南環境事業センター敷地内
東北方面中継地	平成13年度	大阪市東淀川区南江口 3-16-6 環境施設組合東淀工場敷地内
鶴見中継地	令和5年度	大阪市鶴見区焼野 3-2-37

〈表 9〉 プラスチック資源中継施設

名称	竣工	所在地
西淀中継施設	平成15年度	大阪市西淀川区大和田 2-5-66 環境施設組合西淀工場敷地内
平野中継施設	平成17年度	大阪市平野区瓜破南 1-3-40 環境施設組合平野工場敷地内
東淀中継施設	平成22年度	大阪市東淀川区南江口 3-16-6 環境施設組合局東淀工場敷地内
鶴見中継施設	令和5年度	大阪市鶴見区焼野 3-2-37

〈表 10〉 真空式ごみ中継施設

名称	導入年月	所在地
南港管路輸送センター	昭和52年11月	住之江区南港中6-2-28

※空気輸送方式はH31.3末に廃止、真空式ごみ収集方式の中継施設として使用。

〈表 11〉 最終処分場

(1) 埋立処分場

名称	位置	埋立開始年月	規模	埋立期限
北港処分地(夢洲1区)	此花区夢洲東1丁目地先	昭和60年6月	面積 731,000㎡ 埋立容量 11,690,000㎡	令和49年11月
大阪湾広域臨海環境整備センター 大阪沖埋立処分場	此花区北港緑地地先	平成21年10月	面積 950,000㎡ 埋立容量 14,000,000㎡	令和15年3月

(2) 中継基地

名称	所在地
大阪湾広域臨海環境整備センター大阪基地	西淀川区中島2-10-100

(5) 適正処理対策

ア 排出禁止物の指定

収集車両の火災事故や処理施設の故障の原因となる危険物等については、「大阪市廃棄物の減量推進及び適正処理並びに生活環境の清潔保持に関する条例」第 18 条により「排出禁止物」として指定しています。それらの処理については、販売店やメーカー等により回収・処理されるよう、市民に対し相談窓口等の情報提供を行うことで、適正処理の徹底を図ります。

【排出禁止物】

- 有害性のある物
硫酸等の劇薬、殺虫剤等の農薬等
- 危険性のある物
ガスボンベ、消火器、自動車用バッテリー等
- 引火性のある物
ガソリン、灯油、シンナー、廃油等
- 著しく悪臭を発する物
動物・魚等の残渣物、ふん尿等
- 特別管理一般廃棄物
エアコン、テレビ及び電子レンジに含まれるポリ塩化ビフェニル(PCB) 使用部品、感染性廃棄物等
- その他大阪市が行う一般廃棄物の収集若しくは運搬若しくは大阪市が搬入を行う処理施設における処分を著しく困難にし、又は当該処理施設の機能に支障が生ずる物
オートバイ、ミニバイク、金庫（手提げ金庫を除く）、ピアノ、自動車用タイヤ等

イ 医療系廃棄物

在宅医療に伴う注射器等の医療系廃棄物については、市民に対し耐貫通性のある容器に入れて治療を受けている医療機関へ返却するよう啓発を行い、医療機関による自主回収へ誘導します。

ウ 特別管理一般廃棄物

- 感染性一般廃棄物の処理は、排出事業者責任を基本とし、特別管理産業廃棄物処理業者のうち感染性廃棄物を取り扱うことができる業者が行うものとします。
- 「廃棄物処理法」施行令第 1 条第 1 号に掲げるもの¹⁸に含まれるポリ塩化ビ

¹⁸廃棄物処理法施行令第 1 条第 1 号に掲げるもの:廃エアコンディショナー、廃テレビジョン受信機、廃電子レンジ

フェニル（PCB）を使用する部品の処理は事業者責任で行うものとします。

- 「廃棄物処理法」施行規則第1条第3項に規定するごみ処理施設¹⁹から生じるばいじんの処理は環境施設組合が行います。

エ 適正処理困難物

「廃棄物処理法」第6条の3第1項の規定により、適正処理困難物として指定された廃棄物²⁰については、適正処理の促進を図るよう関係業界との協議や国への要望を行います。

オ 市域外ごみ及び産業廃棄物対策

大阪市に処理責任のない市域外ごみ及び産業廃棄物については、処理施設における搬入物検査や排出源調査を実施するなど、適正搬入対策を継続します。

カ 特定家庭用機器廃棄物

「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」が定める特定家庭用機器廃棄物であるエアコン、テレビ、冷蔵庫及び冷凍庫、洗濯機及び衣類乾燥機の4品目については、小売業者による引取及び製造業者等によるリサイクルが義務付けられ、それに係る費用を排出者が負担することが定められているため、大阪市では特定家庭用機器廃棄物を粗大ごみ収集の対象品目から除外しています。

なお、小売業者に引取義務が生じない特定家庭用機器廃棄物についても、大阪市では収集を行わず、市民に対し、リサイクルルートへの適切な誘導を行うことで、適正処理を行います。

キ 水銀含有廃棄物

「家庭から排出される水銀使用廃製品の分別回収ガイドライン」に則り、拠点回収等を行っている乾電池、蛍光灯、水銀体温計、水銀血圧計、水銀温度計については、水銀の飛散・流出防止に留意し、民間資源化施設において水銀の適正処理及び資源化を推進します。

ク フロン含有廃棄物

冷媒としてフロンを使用・含有している家電製品（除湿機、冷風機、冷水機、製氷機、ウォーターサーバーなどの一部）や家庭で使用されていた「業務用エアコン」「業務用冷凍冷蔵機器」については、大阪市では収集を行わず、「フロン類の使

¹⁹廃棄物処理法施行規則第1条第3項に規定するごみ処理施設:環境施設組合の焼却工場

²⁰廃棄物処理法第6条の3第1項の規定により指定された廃棄物:

(1)廃ゴムタイヤ（自動車用）、(2)廃テレビ受像機（25型以上）、(3)廃電気冷蔵庫（250リットル以上）、(4)廃スプリングマットレス〔(2)(3)は家電リサイクル法適用〕

用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法）」に基づく適正処理を推進します。

9 災害対策

地震や風水害等の自然災害の発生、特に大きな被害が想定されている南海トラフ巨大地震では、地震や津波の被害による災害廃棄物が大量に発生するほか、交通の途絶等に伴い、生活ごみについても平時のような収集・処理が困難になることが想定されます。

そのため、大規模災害の発生により一時的・大量に発生する災害廃棄物や避難所で発生するごみ・し尿の処理などに対して、事前に十分な準備をしておく必要があります。

こうしたことから、「大阪市地域防災計画」を補完するとともに、過去の教訓を踏まえ、大規模災害に伴い発生する災害廃棄物に備える事前の体制整備と、発災時における災害廃棄物処理に関する市の基本方針を示すものとして、「大阪市災害廃棄物処理基本計画」を策定しています。

また、大阪市災害廃棄物処理基本計画に基づく対応を円滑に進めるため、「業務実施マニュアル」を別途策定しています。

なお、自然災害等が発生し、被災市町村から支援の要請があった場合には、相互応援に関する協定等に基づき、被災された地域住民の衛生的な生活環境を保持するための行政間協力という見地から、大阪市のごみ収集輸送能力の範囲内で災害ごみの収集運搬を実施します。

10 生活排水（し尿等）の処理

大阪市の水洗化率は令和6（2024）度末時点においてほぼ100%を達成していますので、「し尿等の収集運搬・処理処分計画」については、毎年度策定する実施計画で定めます。

11 計画の進行管理

本計画の進捗状況について、ごみの組成調査などによるデータ等に基づき効果分析と検証を行いながら、PDCAサイクルに基づく進行管理を行います。

なお、進行管理にあたっては、大阪市廃棄物減量等推進審議会へ報告し、審議を経るとともに、進捗状況を市ホームページに掲載するなど、積極的な情報公開に努めます。

また、必要な対応策等については、毎年度策定する「大阪市一般廃棄物処理実施計画」に反映するとともに、国の施策や社会経済情勢など、本計画の推進にあたり大きな変化が生じた場合は、必要に応じて見直しを行います。